

リサイクルの現状と方向性について

1 リサイクルの進展状況

(1) 全般的な状況

■各種リサイクル施策の進展により、リサイクル率は向上している。

表1 リサイクル率の推移(%)

		H7	H12	H17	H22
大阪府	一般廃棄物	5.7	8.3	10.5	12.2
	産業廃棄物	19	26	32	32
全国	一般廃棄物	9.8	14.3	19.0	20.8
	産業廃棄物	37	45	52	53

○リサイクル率＝循環利用量／廃棄物等の発生量

<参考>

■リサイクル率の向上とともに、廃棄物の排出量及び最終処分量の削減が進んでいる。

表2 廃棄物の排出量の推移(万 t)

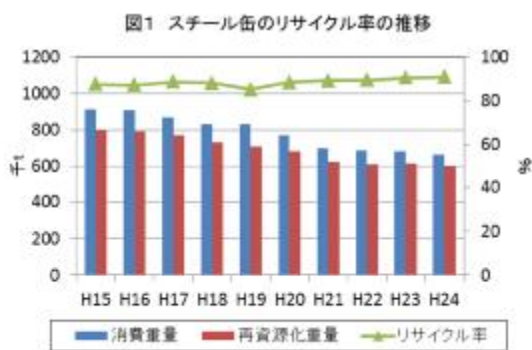
		H7	H12	H17	H22
大阪府	一般廃棄物	464	457	428	346
	産業廃棄物	1,823	1,768	1,728	1,450
全国	一般廃棄物	5,310	5,513	5,272	4,536
	産業廃棄物	39,400	40,600	42,168	38,599

表3 最終処分量の推移(万 t)

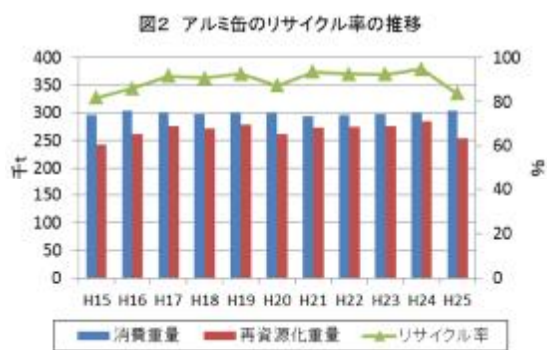
		H7	H12	H17	H22
大阪府	一般廃棄物	90	88	70	50
	産業廃棄物	343	147	67	47
全国	一般廃棄物	1,360	1,051	733	484
	産業廃棄物	6,900	4,500	2,423	1,426

(2) 循環資源の種類別の状況（全国）

■ スチール缶、アルミ缶は90%前後の高いリサイクル率を維持している。



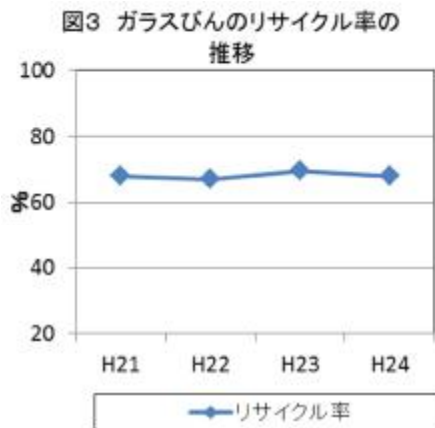
(出典: スチール缶リサイクル協会)



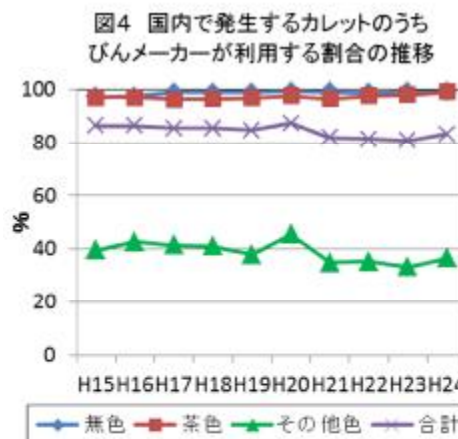
(出典: アルミ缶リサイクル協会)

$$\bigcirc \text{リサイクル率} = \text{再資源化重量} / \text{消費重量}$$

■ ガラスびんのリサイクル率は、70%前後で推移している。また、無色や茶色びんは96%以上の高い割合で、びんからびんへリサイクルされている。



(出典: ガラスびんリサイクル促進協議会)



(出典: ガラスびんリサイクル促進協議会)

$$\bigcirc \text{リサイクル率} = \text{再商品化量} / \text{国内出荷量}$$

■ 古紙の回収率は向上している。一方、国内の古紙利用率は横ばいである。



(出典: 公益財団法人古紙再生促進センター)

$$\bigcirc \text{古紙回収率} = \text{古紙回収重量} / \text{紙・板紙消費重量}$$

$$\bigcirc \text{古紙利用率} = (\text{古紙消費重量} + \text{購入古紙パルプ消費重量}) / (\text{パルプ消費重量} + \text{古紙消費重量} + \text{購入古紙パルプ消費重量} + \text{その他繊維原料消費重量})$$

■ 廃プラスチックのリサイクル率は向上しているが、サーマルリサイクル等燃料としての利用が多く、繰り返し利用が可能なマテリアルリサイクルの割合は低い。

図6 プラスチック製廃棄物のリサイクル率の推移

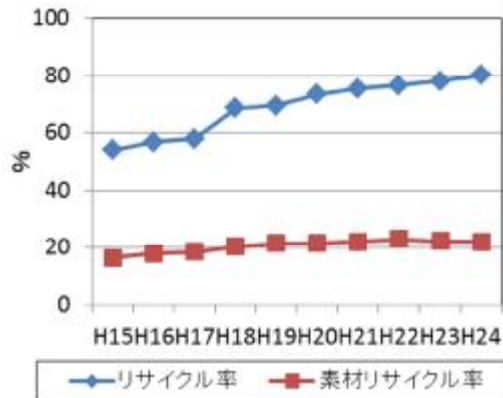
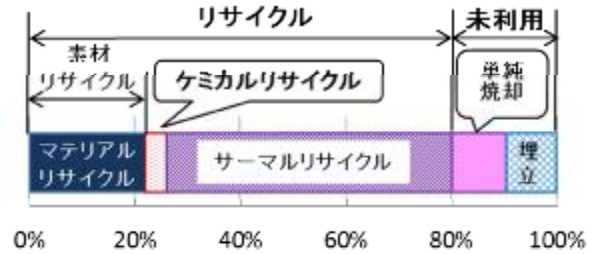


図7 国内における廃プラスチックの処理の内訳

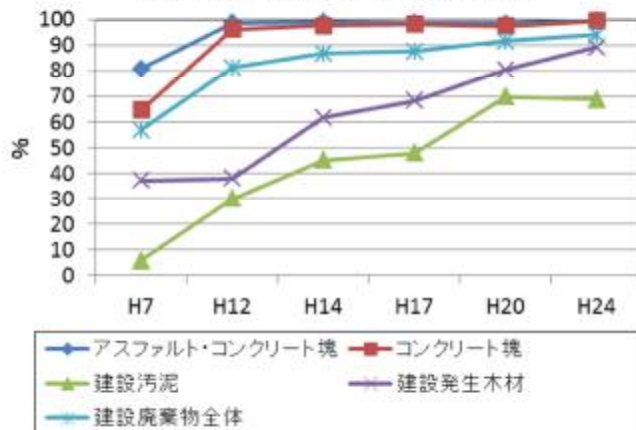


(出典:一般社団法人プラスチック循環利用協会)

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{循環利用量}}{\text{廃棄物等の発生量}}$$

■ 建設廃棄物は、特にアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊について、97%を超える高いリサイクル率を維持している。

図8 建設廃棄物のリサイクル率の推移



$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{再資源化量}}{\text{排出量 (建設工事場外搬出量)}}$$

(出典:国土交通省)

2 目指すべき循環型社会の方向性

(1) 大阪府循環型社会推進計画

【大阪府廃棄物処理計画（平成 19 年 3 月）】

〈基本方針〉

- 廃棄物の発生を抑制する。
- リデュースやリサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならない廃棄物を可能な限り削減する。
- どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。
- 府民、事業者、市町村等と連携して取り組む。



【大阪府循環型社会推進計画（平成 24 年 3 月）】

〈基本方針〉

- リデュース・リユースの推進により使用済み品の量を削減する。
- リサイクルの推進により使用済み品の循環的利用を進める。
- 「リサイクルの質の確保と向上」の観点から、素材へのリサイクルなど繰返しリサイクルが可能なより質の高いリサイクルを優先する。
- 処分しなければならない廃棄物は「適正処理」を推進する。

「質の高いリサイクル」とは

サーマルリサイクルや建設資材等への再利用などのような一回限りのリサイクルではなく、繰返し循環的に利用することが可能な素材としてのリサイクルをいう。

質の高いリサイクルの例

ペットボトル ⇒ フレーク、ペレット ⇒ 卵パック
⇒ フレーク、ペレット ⇒ パレット ⇒ 燃料として焼却

質の低いリサイクルの例

ペットボトル ⇒ 燃料として焼却

(2)国の循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

第5章 国の取組

第2節 国内における取組

1 「質」にも着目した循環型社会の形成

(3) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進

これまで進んできたリサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させ、使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルが広く行われるようになれば、持続可能な資源活用の一層の推進につながる。

<参考>リサイクル関連法令の概要

資源有効利用促進法（平成 3 年）

【概要】 事業者による製品の回収・リサイクルの実施、製品の省資源化・長寿命化等、回収した製品からの部品等の再使用による廃棄物・副産物の3Rを促進

【府の役割】 経済的社会的諸条件に応じた資源の有効利用の促進

容器包装リサイクル法（平成 7 年）

【概要】 容器包装廃棄物について、「消費者による分別排出」「市町村による分別収集」「容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化」を規定

【府の役割】 府分別収集計画策定（市町村への技術的援助）

家電リサイクル法（平成 10 年）

【概要】 家庭等から排出される使用済み家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の回収・リサイクルシステムを規定

【府の役割】 リサイクル促進に必要な措置の実施

建設リサイクル法（平成 12 年）

【概要】 建設工事受注者による分別解体及びリサイクルの実施や、発注者による分別解体計画などの事前届出等を規定

【府の役割】 届出受理、受注者指導等、分別解体・リサイクル促進に必要な措置の実施

自動車リサイクル法（平成 14 年）

【概要】 自動車のリサイクルにおける所有者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者、自動車メーカー、輸入業者の役割を規定

【府の役割】 フロン類回収業者、解体業者等の登録・許可等

小型家電リサイクル法（平成 24 年）

【概要】 家電4品目を除く電化製品 28 品目（デジタルカメラ、炊飯器、ドライヤー等）を国が認定した「認定事業者」が再資源化

【府の役割】 市町村への技術的援助